

豊中市制施行 90 周年記念動画制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

本市は、令和 8 年（2026 年）10 月 15 日に市制施行 90 周年を迎えることから、本市発展の歴史を振り返るとともに、市民が本市に対する誇りと愛着をより深め、まちづくりへの意欲を喚起される内容を交えて、本市の魅力を生内外に PR する動画を制作する。

本業務の委託にあたり、広く事業者を募集し、その企画提案を総合的に評価し、最適な事業者を選定するために本要領を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

豊中市制施行 90 周年記念動画制作業務

(2) 業務内容

別添「豊中市制施行 90 周年記念動画制作業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

(4) 予算額

委託料の上限額は、1,000,000 円（税込）とする

(5) 担当部局

都市経営部 秘書課

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす法人とする。なお、企画提案書等の提出後において、要件を満たさなくなった場合は、参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 他の自治体等において同様の業務の受託実績があること。

4. 日程

(1) 実施要領等の公表

令和 8 年（2026 年）4 月 24 日（金） 本市ホームページに掲載

(2) 現場説明会

実施しない

(3) 参加表明書の受付

受付期限：令和 8 年（2026 年）5 月 8 日（金）17 時まで（必着）

(4) 質問の受付

受付期限：令和 8 年（2026 年）5 月 8 日（金）17 時まで

受付方法：【様式 2】にて、メール（送付先は、「10. 事務局（書類等提出先、問合せ先）」を参照）で受け付ける。

(5) 質問の回答

回答期日：令和 8 年（2026 年）5 月 13 日（水）予定

回答方法：本市ホームページに掲載するため、個別には回答しない

(6) 企画提案書等の提出

提出期限：令和 8 年（2026 年）5 月 22 日（金）17 時まで（必着）

(7) 第一次審査（書類審査）

実施予定日：令和 8 年（2026 年）5 月 27 日（水）

※提案事業者が 4 者以上である場合のみ実施する。

(8) 第二次審査（プレゼンテーション）

実施予定日：令和8年（2026年）6月5日（金）

※時間・場所等については、企画提案書等の提出期日以降、又は、第一次審査終了後に通知する。

(9) 審査結果通知

通知予定日：令和8年（2026年）6月中旬

(10) 契約締結

締結予定日：令和8年（2026年）6月下旬

5. 企画提案書等の提出

(1) 提案内容

別紙「豊中市制施行90周年記念動画制作業務仕様書」を参照。

(2) 提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	提案者の代表者印（豊中市登録事業者の場合は、登録している印。以下同じ）を押印すること。	様式1
2	企画提案書	別紙「豊中市制施行90周年記念動画制作業務仕様書」に記載されている内容をふまえた提案内容を記載すること。	任意
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。	様式3
4	業務経歴書	本業務と同様の業務受託実績等を記載すること。	様式4
5	団体の概要書 （企業概要など）	連絡先（担当者氏名、電話・FAX番号、メールアドレス）を記載すること。	任意
6	見積書	本業務における提案の見積価格を記載すること。	任意
7	処分歴等の確認書	様式5に記載し、提出すること。	様式5

(3) 提出方法

PDF形式のデータファイルで、下記のいずれかの方法で提出すること。提出後は、事務局に対して、提出書類のダウンロードについて確認すること。

ただし、参加表明書については、メールにてデータファイルを送付すること。

・メール

※メールにファイルを添付する場合の受信可能なファイルサイズは、8MBまで。

※オンラインストレージ等のダウンロードリンクの送付も可。

・アップロード用URL（BOX）

希望する場合は、事務局へ連絡すること。参加表明書【様式1】に記載のメールアドレスに対し、ファイルをアップロードするURLを送付する。

(4) 提出期限

・参加表明書 (No.1)

令和 8 年 (2026 年) 5 月 8 日 (金) 17 時まで (必着)

※参加表明書の提出がなかった場合、本業務への参加意思がないものとみなす。

・企画提案書等 (No.2～7)

令和 8 年 (2026 年) 5 月 22 日 (金) 17 時まで (必着)

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は、提出期限内未到着の場合、応募を無効とする。

(5) 提出先

下記「10. 事務局 (書類等提出先、問合せ先)」を参照。

6. 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

市職員で構成する受託候補者選考委員会 (以下「選考委員会」という。) を設置し、審査する。

4 者以上の提案があった場合は、事前に第一次審査 (書類審査) を行い、審査の対象事業者を 3 者に絞る。その後、企画提案書に基づく第二次審査 (プレゼンテーション) を行い、評価点数の合計による総合評価で、最高得点を得た提案者を受託候補者とする。ただし、第二次審査 (プレゼンテーション) の結果、全体配点の 50%未滿の提案者は、順位が 1 位の場合であっても受託候補者とししない。なお、選考委員会として最終合議のうえ、審査結果を確定する。

<第一次審査 (書類審査) >

・実施予定日：令和 8 年 (2026 年) 5 月 27 日 (水)

・提案事業者が 4 者以上の場合のみ実施し、第一次審査通過者に対して、第二次審査を行う。

・提案事業者が 3 者以下である場合は、すべての提案者に対して第二次審査を実施する。

・第一次審査通過者に対しては、その旨と第二次審査の案内を、その他の提案事業者に対しては、選定外となった旨を通知する。

<第二次審査 (プレゼンテーション) >

・実施予定日：令和 8 年 (2026 年) 6 月 5 日 (金)

※時間・場所等については、企画提案書等の提出期日以降、又は、第一次審査終了後に通知する。

・発表時間は、1 提案者につき 25 分程度 (15 分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答 10 分程度とする)。

・プレゼンテーションをする者は、本業務に携わる者とする。

・プレゼンテーションに出席する者は、プレゼンテーションをする者を含め 1 提案者あたり 3 名以内とする。

- ・審査項目と配点は下表のとおり。

審査項目	配点 (合計 100 点)	審査内容
企画提案書	30 点	・本業務の目的、趣旨に対する理解 ・本市の特徴との関連
	30 点	・提案内容の実現性 ・提案内容の効果
	10 点	・提案内容の独自性、その他追加提案
実施体制・業務実績	20 点	・本業務の実施体制 ・同様の業務実績
見積金額	10 点	・提案額の根拠や妥当性
処分歴等	内容に応じて 減点	・処分歴等の有無

- ・審査結果は、プレゼンテーションを実施したすべての提案者に対して、電子メールにて通知する。
- ・審査結果の通知後、受託候補者となった者については、本市と仕様や価格等の協議のうえ、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されることから、受託候補者となった通知をもって本業務の委託を約するものではない。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、受託候補者が決定した後、本市のホームページで公表する。

公表内容は、下記のとおり

- ①件名
- ②履行期間
- ③受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤選定理由
- ⑥採点結果
- ⑦担当課
- ⑧その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 契約締結日までの間に「3. 参加資格」に記載する参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案上限額を超える提案を行ったとき
- (3) 提案書類に虚偽の内容を記載したとき
- (4) 提出期限までに提出先に提出書類の提出がないとき

- (5) 第二次審査（プレゼンテーション）に遅刻、欠席したとき
- (6) 1者で複数の提案をしたとき
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (8) 法令ならびに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- (9) 選考委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があったとき
- (10) 受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示する行為があったとき
- (11) 前各号に定めるものの他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等や、正常な審査を妨げる行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

8. 契約

- (1) 受託候補者となった者は、令和8年（2026年）6月中の契約締結を目途に、本市と契約手続きを行う。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、本市と協議する。その際、改めて本市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）に基づき、契約保証金の納付又は、履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

9. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は、提案者の負担とする。
- (2) 選考委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は、一切受け付けない。
- (3) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じない。
- (4) 提出された書類に記載された受託業務の担当者等は、事務局がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (5) 企画提案書の提出前又は、提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式6】を文書で豊中市長宛に提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはいししない。
- (6) 契約締結後、本業務の性質を鑑み、事務局の他に豊中市都市経営部広報戦略課とともに履行にあたっての連絡・調整を行う。

10. 事務局（書類等提出先、問合せ先）

豊中市 都市経営部 秘書課

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第一庁舎 3 階）

電話：06-6858-2010

FAX：06-6858-4111

E-mail：hishoka@city.toyonaka.osaka.jp

担当：石塚・田中